

第 15 号議案

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和 50 年長岡京市条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 26 号）による国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）及び国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）の一部改正に準じた変更を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和５０年長岡京市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第１３条 【略】 ２～１０ 【略】 １１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （１）～（３） 【略】 （４） <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （５）・（６） 【略】 １２・１３ 【略】 １４ 第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、<u>雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u> 【削る】 【削る】	（失業者の退職手当） 第１３条 【略】 ２～１０ 【略】 １１ 第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （１）～（３） 【略】 （４） <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （５）・（６） 【略】 １２・１３ 【略】 １４ 第１１項第４号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第１項、第３項又は第１１項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u> （１） <u>雇用保険法第５６条の３第１項第１号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> （２） <u>雇用保険法第５６条の３第１項第１号ロに該当する者に係る就業促進手当</u>

改正後	改正前
15～17 【略】 附 則 （失業者の退職手当に関する暫定措置） 第11条 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。	<u>に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 15～17 【略】 附 則 （失業者の退職手当に関する暫定措置） 第11条 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第13条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条第11項の規定は、退職職員（退職した長岡京市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。